

監査報告書の文例

平成23年7月8日
改正 平成24年4月10日
改正 平成24年7月4日
改正 平成26年8月20日
最終改正 平成28年2月26日

日本公認会計士協会

目 次

	項番号
I はじめに	1
II 本指針を利用するに当たっての留意事項	3
III 無限定適正意見を表明する場合の監査報告書の文例	
1. 監査報告書の様式及び記載内容等	4
(1) 表題	4
(2) 宛先	5
(3) 監査の対象	6
(4) 財務諸表に対する経営者の責任	7
(5) 監査人の責任	8
(6) 監査意見	9
(7) 監査人の署名	10
(8) 監査報告書日	11
(9) 監査事務所の所在地	12
(10) その他	13
2. 比較情報	18
《I 金融商品取引法監査(年度監査)》	
文例1 連結財務諸表	
文例2 個別財務諸表	
文例3 連結財務諸表 (IFRS任意適用会社)	
文例3の2 連結財務諸表 (修正国際基準適用会社)	
《II 金融商品取引法監査(中間監査)》	
文例4 中間連結財務諸表	
文例5 中間個別財務諸表	
文例6 中間連結財務諸表 (IFRS任意適用会社)	
文例6の2 中間連結財務諸表 (修正国際基準適用会社)	
《III 会社法監査》	
文例7 計算書類	

文例8	連結計算書類
文例9	連結計算書類（会社計算規則第120条第1項前段の規定により指定国際会計基準又は同規則第120条の2第1項の規定により修正国際基準に準拠して連結計算書類が作成されている場合）
文例10	連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準又は同規則第120条の2第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により修正国際基準で求められる開示項目の一部を省略して連結計算書類が作成されている場合）
文例11	臨時計算書類

IV 除外事項付意見を表明する場合の監査報告書の文例

1. 除外事項付意見の類型	19
2. 除外事項付意見を表明する場合の監査報告書の様式と記載内容	20
(1) 除外事項付意見の根拠区分	20
(2) 意見区分	22
(3) 限定付適正意見又は不適正意見を表明する場合の監査人の責任の記載	23
(4) 意見を表明しない場合における監査人の責任の記載	24

《I 金融商品取引法監査（年度監査/連結財務諸表）》
《1. 限定付適正意見》
文例12 重要な虚偽表示による限定付適正意見
文例13 監査範囲の制約による限定付適正意見
《2. 不適正意見》
文例14 重要な虚偽表示による不適正意見
《3. 意見不表明》
文例15 監査範囲の制約による意見不表明
文例16 文例15のケースに加え、その他に重要な虚偽表示がある場合
文例17 文例15のケースに加え、その他の監査範囲の制約がある場合
《II 金融商品取引法監査（中間監査/中間連結財務諸表）》
文例18 重要な虚偽表示による限定意見
文例19 重要な虚偽表示による否定的意見
《III 会社法監査（計算書類）》
文例20 重要な虚偽表示による不適正意見

3. 継続企業の前提	25
------------	----

《I 金融商品取引法監査（年度監査/連結財務諸表）》
《1. 限定付適正意見》
文例21 継続企業の前提に関する開示が不足していることによる限定付適正意見
《2. 不適正意見》
文例22 継続企業の前提に関する開示が何ら行われていないことによる不適正意見
文例23 継続企業の前提が不成立であるが、継続企業の前提により連結財務諸表を作成していることによる不適正意見
《II 会社法監査（計算書類）》
文例24 継続企業の前提に関する開示が何ら行われていないことによる不適正意見

見	
4. 比較情報	28
文例25 重要な虚偽表示による限定付適正意見(前連結会計年度と同一事象により継続して虚偽表示による限定付適正意見を表明する場合)	
文例26 監査範囲の制約による限定付適正意見(前連結会計年度と同一事象により継続して監査範囲の制約による限定付適正意見を表明する場合)	
V 追記情報を記載する場合の監査報告書の文例	
1. 強調事項区分とその他の事項区分	30
(1) 追記情報	30
(2) 強調事項区分	31
文例27 重要な訴訟により他社に対する損害賠償支払の可能性が生じている場合	
文例28 会計基準の早期適用を行っている場合	
(3) その他の事項区分	32
(4) 財務諸表が含まれる開示書類のその他の記載内容について識別した重要な相違	33
文例29 財務諸表の表示と開示書類におけるその他の記載内容との間に重要な相違がある場合	
2. 継続企業の前提	35
文例30 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在するが、無限定適正意見を表明する場合	
3. 後発事象	36
期末日の翌日から監査報告書日までの間に発生した事象	36
文例31 監査報告書日前に開示後発事象が発生した場合	
4. 事後判明事実	37
(1) 監査報告書日の翌日から財務諸表の発行日までの間に監査人が知るところとなった事実	37
(2) 財務諸表が発行された後に監査人が知るところとなった事実	38
文例32 事後判明事実により訂正報告書を提出する場合	
5. 比較情報	40
文例33 前期の財務諸表を前任監査人が監査している場合	
VI 新規上場時等、初めて提出される有価証券届出書等に記載される財務諸表の監査報告書の文例	41
文例34 新規上場時等、初めて提出される有価証券届出書等に記載される連結財務諸表が我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成される場合	
文例35 新規上場時等、初めて提出される有価証券届出書等に記載される我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成される財務諸表の場合	
文例36 新規上場時等、初めて提出される有価証券届出書等に記載される連結財務諸表が指定国際会計基準に準拠して作成され、かつ、比較財務諸表方式で監査報告書を作成する場合(IFRS任意適用会社)	

文例36の2 新規上場等、初めて提出される有価証券届出書等に記載される連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成され、かつ、比較財務諸表方式で監査報告書を作成する場合（修正国際基準適用会社）

VII 適用時期 45

I はじめに

1. 企業会計審議会は、平成22年3月26日付けで「監査基準の改訂に関する意見書」を公表した。今般の監査基準の改訂は、二つの観点から行われており、一つは、国際監査基準の明瞭性プロジェクトによる改正後の国際監査基準と我が国の監査基準との差異を調整するために行われたものであり、もう一つは、平成21年12月4日付けで、企業会計基準委員会から企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（以下「企業会計基準第24号等」という。）が公表されたことに伴う監査上の対応を行うためのものであり、これらに関して、主に、第四 報告基準において、以下のような改訂が行われている。

(1) 明瞭性プロジェクトによる改正後の国際監査基準との差異を調整するための改訂

① 監査報告書の記載区分

監査基準の改訂について（平成22年3月26日）「二 主な改訂点とその考え方 2 報告基準の改訂について (1) 監査報告書の記載区分等」では、監査報告書の記載区分を、現行の「監査の対象」、「実施した監査の概要」及び「財務諸表に対する意見」という3区分から、「監査の対象」、「経営者の責任」、「監査人の責任」及び「監査人の意見」という4区分にし、「監査の対象」以外は、それぞれ見出しを付して明瞭に記載することが求められるとともに、それぞれの記載区分における記載内容の整理が行われている。

また、意見に関する除外及び監査範囲の制約に関しては、従来、重要な影響として一括して扱っていたものを、今般の改訂において、当該影響について、「重要性」と財務諸表全体に及ぶのかという「広範性」の二つの要素から判断が行われることが明確にされている。

② 追記情報

監査基準の改訂について（平成22年3月26日）「二 主な改訂点とその考え方 2 報告基準の改訂について (2) 追記情報」では、従来は、財務諸表における記載を特に強調するために当該記載を前提に強調する強調事項と、監査人の判断において説明することが適当として記載される説明事項との区分がなく、混在して規定されていたが、今般の改訂において、国際監査基準と同様、財務諸表における記載を前提に強調することが適当と判断した事項と監査人がその他説明することを適当と判断した事項について、それぞれを区分して記載することが求められている。

(2) 企業会計基準第24号等が公表されたことに伴う監査上の対応を行うための改訂

監査基準の改訂について（平成22年3月26日）「二 主な改訂点とその考え方 4 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の適用に伴う対応について (1) 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の適用に伴う対応の必要性」では、企業会計基準第24号等が適用されることに伴って、財務諸表の期間比較可能性を確保・向上し、投資者に有用な情報を提供する観点から、金融商品取引法上、前期の財務諸表は、当期の財務諸表の一部を構成するものとして、当期の財務数値に対応する前期の財務数値を比較情報として位置付けられている。

この比較情報に関する監査手続について、監査基準の改訂について（平成22年3月26日）「二 主な改訂点とその考え方 4 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計

基準」の適用に伴う対応について (2)監査意見の表明」では、国際監査基準と同様、当期の財務諸表に含まれる比較情報に対するものとして限定された監査手続を行うことが適当であるとされており、また、監査意見の表明方法については、当期の財務諸表に対してのみ言及し、比較情報には明示的に言及しない方式(対応数値方式)を採用することが適当であるとされている。

なお、中間監査基準についても、同様の観点から平成23年6月30日付けで改訂が行われている。

2. 日本公認会計士協会では、この監査基準の改訂等に対応するため、以下の監査報告書に関連する監査基準委員会報告書(注)を平成23年7月1日付けで公表した。これらの監査報告書に関連する監査基準委員会報告書は、監査報告書の様式及び記載内容等に関する実務指針を提供するものであり、その付録には、特定の法令や適用される財務報告の枠組みを前提としない汎用的な監査報告書の文例が示されている。そのため、本指針においては、これらの監査基準委員会報告書を踏まえた金融商品取引法監査及び会社法監査において使用する監査報告書の文例を示すこととした。

(注) 監査報告書に関連する監査基準委員会報告書(報告書番号は平成23年12月22日付けで公表した最終報告書のものを記載している。)

- ・ 監査基準委員会報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」(以下「監査基準委員会報告書700」という。)
- ・ 監査基準委員会報告書705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」(以下「監査基準委員会報告書705」という。)
- ・ 監査基準委員会報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」(以下「監査基準委員会報告書706」という。)
- ・ 監査基準委員会報告書710「過年度の比較情報—対応数値と比較財務諸表」(以下「監査基準委員会報告書710」という。)
- ・ 監査基準委員会報告書720「監査した財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容に関連する監査人の責任」(以下「監査基準委員会報告書720」という。)
- ・ 監査基準委員会報告書560「後発事象」(以下「監査基準委員会報告書560」という。)

なお、本指針は金融商品取引法の内部統制監査報告書及び四半期レビュー報告書の文例については対象としていない。したがって、これらについては、監査・保証実務委員会報告第82号「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」及び同第83号「四半期レビューに関する実務指針」をそれぞれ参照していただきたい。

2-2. 平成26年8月改正の本指針は、平成26年8月20日付けで「企業内容等の開示に関する内閣府令」(以下「企業内容等開示府令」という。)及び「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」(以下「監査証明府令」という。)が改正され、会社が初めて提出する有価証券届出書又は有価証券報告書に含まれる指定国際会計基準に準拠して作成した連結財務諸表等に係る監査報告書の取扱いが新設された(監査証明府令第4条第2項)ことに対応するため、所要の見直しを行ったものである。

2-3. 平成28年2月改正の本指針は、平成27年9月4日付けで企業内容等開示府令及び監査証明府令が改正され、また平成28年1月8日付けで会社計算規則が改正され、「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」(以下「修正国際基準」という。)に従って作成された連結財務諸表等又

は連結計算書類に係る監査報告書の取扱いの対応が必要になったことから、所要の見直しを行ったものである。

II 本指針を利用するに当たっての留意事項

3. 本指針は、監査報告書作成時の利便性を考慮して、前述の監査基準委員会報告書において記載されている監査報告書の様式や記載内容に関する要求事項や適用指針を抜粋し、要約して記載している。また、必要に応じてより詳細な説明を加えている。したがって、監査意見の形成や監査報告書の作成全般に関する要求事項や適用指針は、関連する監査基準委員会報告書をそれぞれ参照していただきたい。

III 無限定適正意見を表明する場合の監査報告書の文例

1. 監査報告書の様式及び記載内容等

《(1) 表題》

4. 監査報告書には、独立監査人の報告書であることを明瞭に示す表題を付さなければならない(監査基準委員会報告書 700 第 19 項)。独立監査人の報告書であることを示す「独立監査人の監査報告書」という表題は、監査人が独立性についての職業倫理に関する規定のすべてを満たしていることを表明するものであり、それにより、独立監査人の監査報告書を独立監査人以外の者が発行する報告書と区別している(同 A15 項)。

《(2) 宛先》

5. 監査報告書には、契約内容に応じた宛先を記載しなければならない(監査基準委員会報告書 700 第 20 項)。監査報告書の提出先を宛先とし、通常、取締役会となる(同 A16 項)。ただし、任意の会計監査人設置会社で取締役会を設置していない会社の場合には、「代表取締役」等を宛先とすることが適当であると考ええる。

会社法監査の場合で監査役会に提出する監査報告書(又は監査委員会に提出する監査報告書)については、取締役会宛の監査報告書謄本を提出することを想定しているものと考えられるが、「監査役会」(又は「監査委員会」)を宛先とすることもできる。監査報告書の宛先については、監査意見の内容に関わるものではないことから、「代表取締役」等他の宛先とすることも差し支えない。なお、会計監査人の会計監査報告の内容について、会社計算規則第 130 条第 1 項において特定監査役及び特定取締役へ通知する旨の規定があるので、宛先が「取締役会」又は「代表取締役」等でも事務的には監査報告の内容をそれぞれの規定に従い特定監査役及び特定取締役に通知するものとし、通知に際して送り状を付けるなどの方法によれば、監査報告書の宛先と通知先の事実関係がより明確になるものと考ええる。

《(3) 監査の対象》

6. 監査の対象には、以下の事項を監査報告書に記載しなければならない(監査基準委員会報告書 700 第 21 項)。
 - (1) 監査対象である財務諸表を作成している企業の名称
 - (2) 財務諸表が監査されている旨
 - (3) 財務諸表の名称
 - (4) 財務諸表に関連する注記(重要な会計方針の要約及びその他の説明情報に関する事項)

(5) 財務諸表が対象とする日付又は期間

《(4) 財務諸表に対する経営者の責任》

7. 監査報告書には、「財務諸表に対する経営者の責任」という見出しを付した区分を設けなければならない（監査基準委員会報告書 700 第 22 項）。

《(5) 監査人の責任》

8. 監査報告書には、「監査人の責任」という見出しを付した区分を設けなければならない（監査基準委員会報告書 700 第 25 項）。

《(6) 監査意見》

9. 監査報告書には、「監査意見」という見出しを付した区分を設けなければならない（監査基準委員会報告書 700 第 31 項）。

《(7) 監査人の署名》

10. 監査報告書には、自署・押印がなされなければならない（監査基準委員会報告書 700 第 37 項）。公認会計士法では、監査法人が会社その他の者の財務書類について証明をする場合には、当該証明に係る業務を執行した社員は、当該証明書にその資格を表示して自署し、かつ、自己の印を押さなければならないとされている（同 A38 項）。

《(8) 監査報告書日》

11. 監査報告書には、監査人が、財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手した日よりも前の日付を付してはならない（監査基準委員会報告書 700 第 38 項）。なお、以下の点について、財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない（同第 38 項）。

(1) 関連する注記を含むすべての財務諸表が作成されていること

(2) 認められた権限を持つ者が、当該財務諸表に対して責任を認めたこと

また、監査報告書の日付は、関連する審査を完了した日以降とすることになる（同 A39 項）。

《(9) 監査事務所の所在地》

12. 監査基準委員会報告書 700 では、監査報告書には、監査事務所の所在地を記載することを要求しているが（監査基準委員会報告書 700 第 39 項）、一方では、国内のみで流通することを前提に日本語で作成された監査報告書は、監査報告書に監査事務所の所在地を記載する必要性は乏しいためその記載を省略することが許容されている（同 A42 項）。また、金融商品取引法監査及び会社法監査では、法令等で監査報告書に監査事務所の所在地を記載することは求められていない。

したがって、本指針は、監査報告書に監査事務所の所在地を記載しないことにした。ただし、監査人の判断により、監査事務所の所在地を監査報告書に記載することは妨げられないものとする。

《(10) その他》

《① 利害関係》

13. 監査基準委員会報告書 700 には独立監査人の報告書であることを明瞭に示す表題を付すこと以外に利害関係に関する要求事項はないが、法令等（公認会計士法第 25 条第 2

項及び第 34 条の 12 第 3 項、公認会計士法施行規則第 12 条、監査証明府令第 4 条第 1 項第 1 号へ及び第 2 号へ) によって、監査報告書に利害関係の有無を記載することが求められている。

したがって、本指針は、監査報告書に「利害関係」という見出しを付した上で利害関係の有無について記載することにした(第 32 項参照)。

《② 継続企業の前提(無限定適正意見の表明)》

14. 監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときに、継続企業を前提として財務諸表等を作成することが適切であり、かつ、継続企業の前提に関する事項の開示が適切であると判断したときには無限定適正意見を表明する。その場合には、財務諸表等における当該事項の開示について注意を喚起するため、監査報告書に強調事項区分を設けて開示することが必要となる(第 35 項参照)。

《③ 取得による企業結合が行われた場合の概算額の注記》

15. 金融商品取引法監査においては、取得による企業結合が行われた場合の概算額の注記については、監査されていない旨を併せて記載することにより監査証明の対象から除くこととされている。一方、会社法監査では計算関係書類の注記表に記載された事項について監査の対象から除くという解釈はないとされているため、会社法の計算関係書類に記載された注記事項は、全て監査の対象としなければならない。そのため、会社が会社法の計算関係書類へ概算額の注記を行った場合、監査の対象としなければならないことになる。しかし、金融商品取引法監査においては、概算額の注記を監査対象としないという取扱いをしていることから、会社法の計算関係書類へ概算額の注記を行い、会計監査人が監査対象とすることは事実上困難であることを、被監査会社に説明する必要があることに留意する。

《④ 臨時計算書類の監査》

16. 臨時計算書類の作成基準については、平成 18 年 11 月 10 日付けで会計制度委員会研究報告第 12 号「臨時計算書類の作成基準について」が公表され、臨時計算書類の作成に当たっての実務の参考として供されている。

臨時計算書類が、主に臨時決算日における分配可能額の算定のために作成されることに鑑みれば、年度の計算書類の監査と同様、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施することが必要であると考え。したがって、臨時計算書類に関する監査報告書は、年度の計算書類に関する監査報告書に準じて作成することになると考える。

《⑤ 会計監査人が、会計監査報告の内容を会社計算規則第 130 条第 1 項各号に規定する日までに、特定監査役及び特定取締役へ通知しない場合の取扱い》

17. 会社計算規則第 130 条第 3 項では、会計監査人が会計監査報告の内容を、特定監査役及び特定取締役に対し、同条第 1 項各号に規定する通知をすべき日までに通知しない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については会計監査人の監査を受けたものとみなすとされている。

同条第 3 項は、何らかの事由により当該監査期日までに監査が終了せず、かつ、計算関係書類の作成者側との間で通知期限延長の合意が成立しない場合に、その後の総会招集手続を継続できるようにするための規定であり、この場合には、結果的に会計監査人は意見を表明しないことになる。

なお、この同条第3項は、監査意見の表明が可能である場合に、意図的に会計監査報告の内容を通知しないことを予定したものではないと考えられる。

2. 比較情報

18. 比較情報が対応数値として表示される場合は、監査人は、第28項及び第29項に記載されている場合を除き、監査意見において対応数値に言及してはならない（監査基準委員会報告書710第9項）。

金融商品取引法上、有価証券報告書等においては、原則として（注）、比較情報の開示が求められているが、会社法上の計算書類等においては、比較情報の開示は求められていない。

（注） 有価証券報告書を提出していない会社が有価証券の募集又は売出しを行うために提出する有価証券届出書、新たに外形基準に該当することとなったために提出する有価証券報告書に記載される財務諸表が、我が国で一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成される場合、財務諸表等規則附則第3項及び第4項並びに連結財務諸表規則附則第2項及び第3項により、比較情報を含めないうで財務諸表を作成することとされている（第41項参照）。

《文 例》

ここに掲げる監査報告書の文例は、いずれも、監査人が無限責任監査法人の場合で、かつ、指定証明であるときのものである。

《I 金融商品取引法監査（年度監査）》

文例1 連結財務諸表

独立監査人の監査報告書

平成×年×月×日

〇〇株式会社
取締役会 御中

〇 〇 監 査 法 人
指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印
業 務 執 行 社 員

（注1）

当監査法人（注2）は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書（注3）、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本とな

る重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人（注2）の責任は、当監査法人（注2）が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人（注2）は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人（注2）に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人（注2）の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人（注2）は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人（注2）は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人（注2）は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員（注2）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) ① 監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。

〇 〇 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 ○○○○ 印
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 ○○○○ 印

② 監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。

○○有限責任監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 ○○○○ 印
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 ○○○○ 印
業務執行社員

③ 監査人が公認会計士の場合には、以下とする。

○○○○ 公認会計士事務所
公認会計士 ○○○○ 印
○○○○ 公認会計士事務所
公認会計士 ○○○○ 印

(注2) 監査人が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。

(注3) 連結損益及び包括利益計算書を作成する場合には、「連結損益計算書、連結包括利益計算書」を「連結損益及び包括利益計算書」とする。

文例2 個別財務諸表

独立監査人の監査報告書

平成×年×月×日

○○株式会社
取締役会 御中

○○監査法人
指定社員 公認会計士 ○○○○ 印
業務執行社員
指定社員 公認会計士 ○○○○ 印
業務執行社員

(注1)

当監査法人(注2)は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている○○株式会社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人（注2）の責任は、当監査法人（注2）が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人（注2）は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人（注2）に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人（注2）の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人（注2）は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人（注2）は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人（注2）は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〇〇株式会社の平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員（注2）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）（注2） 文例1に同じ

文例3 連結財務諸表（IFRS任意適用会社）

独立監査人の監査報告書

平成×年×月×日

〇〇株式会社

取締役会 御中

○ ○ 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印
業 務 執 行 社 員

(注1)

当監査法人(注2)は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書(注3)、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記(注4)について監査を行った(注5)。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準(注6)に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人(注2)の責任は、当監査法人(注2)が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人(注2)は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人(注2)に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人(注2)の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人(注2)は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人(注2)は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人(注2)は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準(注6)に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態並びに同

日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員（注2）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）（注2） 文例1に同じ

（注3） 連結損益計算書及び連結包括利益計算書を1計算書方式で作成している場合には、「連結損益計算書、連結包括利益計算書」を「連結包括利益計算書」とする。

（注4） 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記」については、当該注記を表す連結財務諸表上の記載に合わせて適宜変更することができる。

（注5） 会社が指定国際会計基準に準拠して開始連結財政状態計算書を作成している場合においても、本文例を使用する。

（注6） 指定国際会計基準が国際会計基準と異なる場合には、「国際会計基準」を「指定国際会計基準」とする。

文例3の2 連結財務諸表（修正国際基準適用会社）

独立監査人の監査報告書

平成×年×月×日

〇〇株式会社

取締役会 御中

〇 〇 監 査 法 人

指 定 社 員

業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 印

指 定 社 員

業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 印

（注1）

当監査法人（注2）は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書（注3）、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記（注4）について監査を行った（注5）。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第

94条の規定により修正国際基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人（注2）の責任は、当監査法人（注2）が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人（注2）は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人（注2）に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人（注2）の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人（注2）は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人（注2）は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人（注2）は、上記の連結財務諸表が、修正国際基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員（注2）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) (注2) 文例1に同じ

(注3) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書を1計算書方式で作成している場合には、「連結損益計算書、連結包括利益計算書」を「連結包括利益計算書」とする。

(注4) 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記」については、当該注記を表す連結財務諸表上の記載に合わせて適宜変更することができる。

(注 5) 会社が修正国際基準に準拠して開始連結財政状態計算書を作成している場合においても、本文例を使用する。

《Ⅱ 金融商品取引法監査（中間監査）》

文例4 中間連結財務諸表

独立監査人の中間監査報告書

平成×年×月×日

〇〇株式会社
取締役会 御中

〇 〇 監 査 法 人
指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印
業 務 執 行 社 員

(注1)

当監査法人（注2）は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成×年×月×日から平成×年×月×日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書（注3）、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人（注2）の責任は、当監査法人（注2）が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人（注2）は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人（注2）に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るた

めに、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人（注2）の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人（注2）は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人（注2）は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人（注2）は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成×年×月×日から平成×年×月×日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員（注2）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) (注2) 文例1に同じ

(注3) 中間連結損益及び包括利益計算書を作成する場合には、「中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書」を「中間連結損益及び包括利益計算書」とする。

文例5 中間個別財務諸表

独立監査人の中間監査報告書

平成×年×月×日

〇〇株式会社
取締役会 御中

〇 〇 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印
業務執行社員

(注1)

当監査法人(注2)は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度の中間会計期間(平成×年×月×日から平成×年×月×日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人(注2)の責任は、当監査法人(注2)が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人(注2)は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人(注2)に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人(注2)の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人(注2)は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人(注2)は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人（注2）は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、〇〇株式会社の平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成×年×月×日から平成×年×月×日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員（注2）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）（注2） 文例1に同じ

文例6 中間連結財務諸表（IFRS任意適用会社）

独立監査人の中間監査報告書

平成×年×月×日

〇〇株式会社

取締役会 御中

〇 〇 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印
業 務 執 行 社 員

（注1）

当監査法人（注2）は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成×年×月×日から平成×年×月×日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結財政状態計算書、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書（注3）、中間連結持分変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記（注4）について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第87条の規定により国際会計基準第34号「期中財務報告」（注5）に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示す

るために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人（注2）の責任は、当監査法人（注2）が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人（注2）は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人（注2）に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人（注2）の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人（注2）は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人（注2）は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人（注2）は、上記の中間連結財務諸表が、国際会計基準第34号「期中財務報告」（注5）に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成×年×月×日から平成×年×月×日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員（注2）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) (注2) 文例1に同じ

(注3) 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書を1計算書方式で作成している場合には、「中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書」を「中間連結包括利益計算書」とする。

(注4) 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記」については、当該注記を表す中間連結財務諸表上の記載に合わせて適宜変更することができる。

(注5) 指定国際会計基準が国際会計基準と異なる場合には、「国際会計基準第34号「期中財務報告」」を「指定国際会計基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」」とする。

文例6の2 中間連結財務諸表（修正国際基準適用会社）

独立監査人の中間監査報告書

平成×年×月×日

〇〇株式会社
取締役会 御中

〇 〇 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印
業 務 執 行 社 員

(注1)

当監査法人（注2）は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成×年×月×日から平成×年×月×日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結財政状態計算書、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書（注3）、中間連結持分変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記（注4）について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第88条の規定により修正国際基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人（注2）の責任は、当監査法人（注2）が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人（注2）は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人（注2）に中間

連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人（注2）の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人（注2）は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人（注2）は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人（注2）は、上記の中間連結財務諸表が、修正国際基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成×年×月×日から平成×年×月×日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員（注2）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) (注2) 文例1に同じ

(注3) 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書を1計算書方式で作成している場合には、「中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書」を「中間連結包括利益計算書」とする。

(注4) 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記」については、当該注記を表す中間連結財務諸表上の記載に合わせて適宜変更することができる。

《Ⅲ 会社法監査》

独立監査人の監査報告書

平成×年×月×日

〇〇株式会社
取締役会 御中

〇 〇 監 査 法 人
指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印
業 務 執 行 社 員

(注1)

当監査法人(注2)は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、〇〇株式会社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表(注3)並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準(注4)に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人(注2)の責任は、当監査法人(注2)が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人(注2)は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人(注2)に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人(注2)の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人(注2)は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人（注2）は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人（注2）は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（注4）に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員（注2）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) ① 会計監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。

○ ○ 監 査 法 人

代 表 社 員 公認会計士 ○○○○ 印

業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公認会計士 ○○○○ 印

② 会計監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。

○ ○ 有 限 責 任 監 査 法 人

指 定 有 限 責 任 社 員 公認会計士 ○○○○ 印

業 務 執 行 社 員

指 定 有 限 責 任 社 員 公認会計士 ○○○○ 印

業 務 執 行 社 員

③ 会計監査人が公認会計士の場合には、以下とする。

○ ○ ○ ○ 公 認 会 計 士 事 務 所

公 認 会 計 士 ○ ○ ○ ○ 印

○ ○ ○ ○ 公 認 会 計 士 事 務 所

公 認 会 計 士 ○ ○ ○ ○ 印

(注2) 会計監査人が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。

(注3) 会社計算規則第57条第3項の規定に基づき、個別注記表と題する計算関係書類を作成していない場合には、「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書」を「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書」とする。

(注4) 会社計算規則第126条では、会計監査人は監査の対象となった計算関係書類が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているか否かについて意見を表明することを求め、会計監査人が監査を行うに当たっての判

断の拠り所を「企業会計の慣行」という用語により規定している。

同規定の趣旨は、会計監査報告の内容について監査基準等に即した表現や内容を求めるものであると考えられることから、金融商品取引法監査に係る監査報告書の文言と整合するよう、この会計監査人が監査を行うに当たっての判断の拠り所を文中「企業会計の基準」として示した。

文例8 連結計算書類

独立監査人の監査報告書

平成×年×月×日

〇〇株式会社
取締役会 御中

〇 〇 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印
業 務 執 行 社 員

(注1)

当監査法人(注2)は、会社法第444条第4項の規定に基づき、〇〇株式会社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書(注3)、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表(注4)について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準(注5)に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人(注2)の責任は、当監査法人(注2)が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人(注2)は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人(注2)に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人(注2)の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのもの

ではないが、当監査法人（注2）は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人（注2）は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人（注2）は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（注5）に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員（注2）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）（注2） 文例7に同じ

（注3） 連結損益計算書について

会社法上、監査対象として要求されている連結損益計算書は、売上高から当期純損益までを構成する項目を表示する計算書のことをいい、包括利益会計基準が定める連結包括利益計算書や連結損益及び包括利益計算書のその他の包括利益の内訳部分は、監査対象ではないとされている。このため、会計監査人は、売上高から当期純損益までで構成される連結損益計算書のみを監査対象とする。

なお、会社が任意にその他の包括利益の内訳を示すことも妨げられないとされているが、この場合には、監査対象を明確にするため、連結損益計算書に加えて連結包括利益計算書を作成する、いわゆる2計算書方式によることが適当と考えられる。この場合、連結包括利益計算書は監査対象外であることが明らかになるように記載することが適当である。

（注4） 会社計算規則第57条第3項の規定に基づき、連結注記表と題する計算関係書類を作成していない場合には、「連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表」を「連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記」とする。

（注5） 会社計算規則第126条では、会計監査人は監査の対象となった計算関係書類が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているか否かについて意見を表明することを求め、会計監査人が監査を行うに当たっての判断の拠り所を「企業会計の慣行」という用語により規定している。

同規定の趣旨は、会計監査報告の内容について監査基準等に即した表現や内容を求めるものであると考えられることから、金融商品取引法監査に係る監査報告書の文言と整合するよう、この会計監査人が監査を行うに当たっての判断の拠り所を文中「企業会計の基準」として示した。

文例9 連結計算書類(会社計算規則第120条第1項前段の規定により指定国際会計基準又は同規則第120条の2第1項の規定により修正国際基準に準拠して連結計算書類が作成されている場合 ※)

独立監査人の監査報告書

平成×年×月×日

〇〇株式会社
取締役会 御中

〇 〇 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印

業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印

業務執行社員

(注1)

当監査法人(注2)は、会社法第444条第4項の規定に基づき、〇〇株式会社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記(注3)について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、会社計算規則第120条第1項前段の規定により指定国際会計基準(注4)(注5)に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人(注2)の責任は、当監査法人(注2)が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人(注2)は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人(注2)に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するた

めの手続が実施される。監査手続は、当監査法人（注2）の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人（注2）は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人（注2）は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人（注2）は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項前段の規定により指定国際会計基準（注4）（注5）に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員（注2）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 会社計算規則第120条第1項前段の規定により指定国際会計基準又は同規則第120条の2第1項の規定により修正国際基準に準拠して連結計算書類が作成されている場合とは、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第10項の完全な一組の財務諸表が作成されている場合である。すなわち、指定国際会計基準又は修正国際基準に準拠して当連結会計年度の連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記が作成されていることのみならず、比較情報や該当する場合には開始連結財政状態計算書についても作成されている場合をいう。

（注1）（注2） 文例7に同じ

（注3） 「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記」については、当該注記を表す連結計算書類上の記載に合わせて適宜変更することができる。

（注4） 会社計算規則第120条第2項では、同条第1項の規定により作成した連結計算書類には、指定国際会計基準に従って作成した旨を注記することが求められているが、これは指定国際会計基準が国際会計基準と同一である場合に「国際会計基準」と記載することを妨げるものではない。

（注5） 会社計算規則第120条の2第1項の規定により修正国際基準に準拠して連結計算書類が作成されている場合には、「会社計算規則第120条第1項前段の規定により指定国際会計基準」を「会社計算規則第120条の2第1項の規定により修正国際基

準」とする。

文例10 連結計算書類(会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準又は同規則第120条の2第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により修正国際基準で求められる開示項目の一部を省略して連結計算書類が作成されている場合)

独立監査人の監査報告書

平成×年×月×日

〇〇株式会社
取締役会 御中

〇 〇 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印
業 務 執 行 社 員

(注1)

当監査法人(注2)は、会社法第444条第4項の規定に基づき、〇〇株式会社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記(注3)について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準(注4)(注5)で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定(注6)により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任(注2)は、当監査法人(注2)が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人(注2)は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人(注2)に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人(注2)の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び

適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人（注2）は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人（注2）は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人（注2）は、会社計算規則第120条第1項後段の規定（注6）により指定国際会計基準（注4）（注5）で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、〇〇株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員（注2）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）（注2） 文例7に同じ

（注3） 「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記」については、当該注記を表す連結計算書類上の記載に合わせて適宜変更することができる。

（注4） 会社計算規則第120条第3項では、同条第1項後段の規定により省略した事項がある同項の規定により作成した連結計算書類である旨、すなわち指定国際会計基準に従って作成した旨を注記することが求められているが、これは指定国際会計基準が国際会計基準と同一である場合に「国際会計基準」と記載することを妨げるものではない。

（注5） 会社計算規則第120条の2第1項の規定により修正国際基準に準拠して連結計算書類が作成されている場合には、「指定国際会計基準」を「修正国際基準」と記載する。

（注6） 会社計算規則第120条の2第1項の規定により修正国際基準に準拠して連結計算書類が作成されており、同規則第120条の2第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により開示の一部を省略している場合には、「会社計算規則第120条第1項後段の規定」を「会社計算規則第120条の2第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定」と記載する。

独立監査人の監査報告書

平成×年×月×日

〇〇株式会社
取締役会 御中

〇 〇 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印
業務執行社員

(注1)

当監査法人(注2)は、会社法第441条第2項の規定に基づき、〇〇株式会社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの臨時会計年度の臨時計算書類、すなわち、臨時貸借対照表、臨時損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

臨時計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準(注3)に準拠して臨時計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない臨時計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人(注2)の責任は、当監査法人(注2)が実施した監査に基づいて、独立の立場から臨時計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人(注2)は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人(注2)に臨時計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、臨時計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人(注2)の判断により、不正又は誤謬による臨時計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人(注2)は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、臨時計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての臨時計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人(注2)は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人（注2）は、上記の臨時計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（注3）に準拠して、当該臨時計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員（注2）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）（注2） 文例7に同じ

（注3） 会社計算規則第126条では、会計監査人は監査の対象となった計算関係書類が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているか否かについて意見を表明することを求め、会計監査人が監査を行うに当たっての判断の拠り所を「企業会計の慣行」という用語により規定している。

同規定の趣旨は、会計監査報告の内容について監査基準等に即した表現や内容を求めるものと考えられることから、金融商品取引法監査に係る監査報告書の文言と整合するよう、この会計監査人が監査を行うに当たっての判断の拠り所を文中「企業会計の基準」として示した。

IV 除外事項付意見を表明する場合の監査報告書の文例

1. 除外事項付意見の類型

19. 除外事項付意見には、適正表示の枠組みの場合は、限定付適正意見、不適正意見及び意見不表明の三つの類型がある（監査基準委員会報告書 705 第2項）。除外事項付意見は、除外事項付意見を表明する原因の性質と、それが財務諸表に及ぼす影響の範囲、又は及ぼす可能性のある影響の範囲が広範かどうかという監査人の判断によって、以下の表のように分類することができる（同A1項）。

除外事項付意見を表明する原因の性質	除外事項付意見を表明する原因となる事項が財務諸表に及ぼす影響の範囲、又は及ぼす可能性のある影響の範囲が広範なものであるかどうかという監査人の判断	
	重要だが広範でない	重要かつ広範である
財務諸表に重要な虚偽表示がある	限定付適正意見	不適正意見
十分かつ適切な監査証拠が入手できず、重要な虚偽表示の可能性はある	限定付適正意見	意見不表明

2. 除外事項付意見を表明する場合の監査報告書の様式と記載内容

《(1) 除外事項付意見の根拠区分》

20. 監査人は、除外事項付意見を表明する場合、監査報告書に、監査基準委員会報告書 700 が要求する特定の記載事項に加えて、除外事項付意見を表明する原因となる事項について記載する区分を設けなければならない（監査基準委員会報告書 705 第 15 項）。監査人は、この区分を監査報告書の意見区分の直前に設け、状況に応じて「限定付適正意見の根拠」、「不適正意見の根拠」又は「意見不表明の根拠」という見出しを付して記載しなければならない（同第 15 項）。

定量的な注記情報を含め、財務諸表の特定の金額に関連する重要な虚偽表示が存在する場合、監査人は、金額的な影響額を算定することが困難でない限り、除外事項付意見の根拠区分に、当該虚偽表示による金額的な影響額とそれに関連する説明を記載しなければならない（同第 16 項）。例えば、棚卸資産の過大表示の場合、監査人は、監査報告書の除外事項付意見の根拠区分に、重要な虚偽表示に関する金額的な影響額として、税引前当期純損益、当期純損益及び純資産への影響額を記載することがある（同 A17 項）。監査人は、金額的な影響額を算定することが困難な場合、除外事項付意見の根拠区分にその旨を記載しなければならない（同第 16 項）。

21. 監査人は、不適正意見を表明する、又は意見を表明しない場合に、不適正意見又は意見不表明の原因となる事項以外に除外事項付意見の原因となる事項を監査人が識別している場合には、当該事項についてもすべて、除外事項付意見の根拠区分に、その内容及びそれによる影響を記載しなければならない（監査基準委員会報告書 705 第 20 項）。

《(2) 意見区分》

22. 監査人は、除外事項付意見を表明する場合、状況に応じて「限定付適正意見」、「不適正意見」又は「意見不表明」という見出しを意見区分に付して記載しなければならない（監査基準委員会報告書 705 第 21 項）。

《(3) 限定付適正意見又は不適正意見を表明する場合の監査人の責任の記載》

23. 監査人は、限定付適正意見又は不適正意見を表明する場合、監査人の責任に関して、入手した監査証拠が監査人の除外事項付意見の基礎を得るために十分かつ適切なものであると判断した旨を記載しなければならない（監査基準委員会報告書 705 第 25 項）。

《(4) 意見を表明しない場合における監査人の責任の記載》

24. 監査人は、意見を表明しない場合であっても、監査報告書の冒頭において、監査人は財務諸表について監査を行った旨を記載しなければならない（監査基準委員会報告書 705 第 26 項）。

また、監査人は、監査人の責任と監査範囲について、以下の事項を記載しなければならない（同第 26 項）。

「当監査法人の責任は、当監査法人が、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

しかしながら、「意見不表明の根拠」に記載した事項により、当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。」

《文 例》

《Ⅰ 金融商品取引法監査（年度監査/連結財務諸表）》

《1. 限定付適正意見》

文例12 重要な虚偽表示による限定付適正意見

（文例の前提となる状況）

連結財務諸表に重要な虚偽表示があるが、その影響が広範ではないと認められ、連結財務諸表を全体として虚偽表示に当たるとするほどではないと判断した場合

監査人の責任

当監査法人の責任は、・・・（以下文例1に同じ）・・・監査を実施することを求めている。

監査においては、・・・（以下文例1に同じ）・・・検討することが含まれる。

当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

限定付適正意見の根拠

会社は、・・・について、・・・ではなく、・・・により計上している。我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していれば、・・・を計上することが必要である。この結果、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ×××百万円過大に表示され、当期純利益は△△△百万円過大に表示されている（注）。

限定付適正意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の連結財務諸表に及ぼす影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

（注） 重要な虚偽表示に関する金額的な影響額については、連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書の各区分損益項目以外にも、第20項に基づき、連結財務諸表に重要な影響を及ぼすと考えられるその他の重要な項目についても適宜記載する。

文例13 監査範囲の制約による限定付適正意見

(文例の前提となる状況)

監査人は、特定のアサーションについて重要な監査手続を実施できず十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったが、連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は、重要ではあるが広範ではないと認められ、連結財務諸表全体に対する意見表明ができないほどではないと判断した場合

監査人の責任

当監査法人の責任は、・・・(以下文例1に同じ)・・・監査を実施することを求めている。

監査においては、・・・(以下文例1に同じ)・・・検討することが含まれる。

当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

限定付適正意見の根拠

会社は、・・・している。当監査法人は、・・・できなかったため、・・・について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。

限定付適正意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

《2. 不適正意見》

文例14 重要な虚偽表示による不適正意見

(文例の前提となる状況)

連結財務諸表に重要な虚偽表示があり、その影響が広範であると認められ、連結財務諸表を全体として虚偽表示に当たると判断した場合

監査人の責任

当監査法人の責任は、・・・(以下文例1に同じ)・・・監査を実施することを求めている。

監査においては、・・・(以下文例1に同じ)・・・検討することが

含まれる。

当監査法人は、不適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

不適正意見の根拠

会社は、・・・・・・・・・・について、・・・・・・・・・・
ではなく、・・・・・・・・・・により計上している。我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していれば、・・・・・・・・・・を計上することが必要である。この結果、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ×××百万円過大に表示され、当期純利益は△△△百万円過大に表示されている（注）。

不適正意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「不適正意見の根拠」に記載した事項の連結財務諸表に及ぼす影響の重要性に鑑み、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないものと認める。

(注) 重要な虚偽表示に関する金額的な影響額については、連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書の各区分損益項目以外にも、第 20 項に基づき、連結財務諸表に重要な影響を及ぼすと考えられるその他の重要な項目についても適宜記載する。

《3. 意見不表明》

文例15 監査範囲の制約による意見不表明

(文例の前提となる状況)

監査人は、連結財務諸表について、期首の棚卸資産残高について、重要な監査手続を実施できず十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったことにより、仮に未発見の虚偽表示があるとすれば、その連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響が、重要かつ広範であり、連結財務諸表全体に対する意見表明のための基礎を得ることができなかったと判断した場合

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

しかしながら、「意見不表明の根拠」に記載した事項により、当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

意見不表明の根拠

当監査法人は、・・・（立会を実施できなかった理由を記載する）・・・、期首の棚卸資産××百万円に関して、実地棚卸に立ち会うことができず、他の監査手続によっても十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

したがって、当監査法人は、売上原価並びに連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書のこれらに関連する項目に関して、何らかの修正が必要かどうかについて判断することができなかった。

意見不表明

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、監査意見の基礎を与える十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったため、連結財務諸表に対して意見を表明しない。

文例16 文例15のケースに加え、その他に重要な虚偽表示がある場合

（文例の前提となる状況）

文例15の状況により、監査人は、連結財務諸表全体に対する意見表明のための基礎を得ることができないと判断しており意見不表明とするが、さらに、これに加え、重要ではあるが広範ではないと認められる虚偽表示があると判断したため、第21項に基づく記載を合わせて行う場合

監査人の責任

当監査法人の責任は、・・・（以下文例15に同じ）・・・意見を表明することにある。

しかしながら、・・・（以下文例15に同じ）・・・十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

意見不表明の根拠

当監査法人は、・・・（以下文例15に同じ）・・・十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

したがって、・・・（以下文例15に同じ）・・・何らかの修正が必要かどうかについて判断することができなかった。

なお、上記のほか、会社は、.....について、.....ではなく、.....により計上している。我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していれば、.....を計上することが必要である。この結果、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ×××百万円過大に表示され、当期純利益は△△△百万円過大に表示されている（注）。

意見不表明

当監査法人は、・・・（以下文例15に同じ）・・・連結財務諸表に対して意見を表明しない。

(注) 重要な虚偽表示に関する金額的な影響額については、連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書の各区分損益項目以外にも、第20項に基づき、連結財務諸表に重要な影響を及ぼすと考えられるその他の重要な項目についても適宜記載する。

文例17 文例15のケースに加え、その他の監査範囲の制約がある場合

(文例の前提となる状況)

監査人は、文例15の状況があり、かつ、これに加え、期末の売掛金残高に関しても重要な監査手続が実施できず十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったことにより、仮に未発見の虚偽表示があるとすれば、その連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響が、重要かつ広範であり、連結財務諸表全体に対する意見表明のための基礎を得ることができなかったと判断した場合(注)

(注) 上記「文例の前提となる状況」とは別に、例えば、複数の事象(上記例では、棚卸資産と売掛金残高)の監査範囲制約について、単独では、意見不表明とするほどではないが、複数の事象であるため、財務諸表全体に及ぼす影響を総合的に考慮して意見不表明とする場合も考えられる。この場合であっても、記載の方法としては同様となることが考えられる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、・・・（以下文例15に同じ）・・・連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

しかしながら、・・・（以下文例15に同じ）・・・十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

意見不表明の根拠

当監査法人は、・・・（以下文例15に同じ）・・・十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

また、平成×0年9月に新しい売掛金システムを導入したことにより、売掛金に多数の誤謬が生じている。監査報告書日現在においても、当該システムの不具合を是正し、誤謬を修正している過程にあった。当監査法人は、平成×1年3月31日現在の連結貸借対照表に計上されている売掛金残高××百万円について、確認又はその他の方法によって検証をすることができなかった。

したがって、当監査法人は、売掛金残高、売上高及び売上原価並びに連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書のこれらに関連する項目に関して、何らかの修正が必要かどうかについて判断することができなかった。

意見不表明

当監査法人は、・・・（以下文例15に同じ）・・・連結財務諸表に対して意見を表明しない。

《Ⅱ 金融商品取引法監査（中間監査/中間連結財務諸表）》

文例18 重要な虚偽表示による限定意見

（文例の前提となる状況）

中間連結財務諸表に重要な虚偽表示があるが、その影響が広範ではないと認められ、中間連結財務諸表を全体として虚偽表示に当たるとするほどではないと判断した場合

（除外事項を付した限定意見の文例）

監査人の責任

当監査法人の責任は、・・・（以下文例4に同じ）・・・中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、・・・（以下文例4に同じ）・・・検討することが含まれる。

当監査法人は、限定意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

限定意見の根拠

会社は、・・・について、・・・ではなく、・・・により計上している。我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に従えば・・・を計上することが必要である。この結果、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ×××百万円過大に表示され、中間純利益は△△△百万円過大に表示されている（注）。

限定意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、「限定意見の根拠」に記載した事項の中間連結財務諸表に及ぼす影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成×年×月×日から平成×年×月×日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

（注） 重要な虚偽表示に関する金額的な影響額については、中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書の各区分損益項目以外にも、第20項に基づき、中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼすと考えられるその他の重要な項目について

も適宜記載する。

文例19 重要な虚偽表示による否定的意見

(文例の前提となる状況)

中間連結財務諸表に重要な虚偽表示があり、その影響が広範であると認められ、中間連結財務諸表を全体として虚偽表示に当たると判断した場合

監査人の責任

当監査法人の責任は、・・・(以下文例4に同じ)・・・中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、・・・(以下文例4に同じ)・・・検討することが含まれる。

当監査法人は、否定的意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

否定的意見の根拠

会社は、・・・について、・・・ではなく、・・・により計上している。我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に従えば・・・を計上することが必要である。この結果、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ×××百万円過大に表示され、中間純利益は△△△百万円過大に表示されている(注)。

否定的意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、「否定的意見の根拠」に記載した事項の中間連結財務諸表に及ぼす影響の重要性に鑑み、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成×年×月×日から平成×年×月×日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示していないものと認める。

(注) 重要な虚偽表示に関する金額的な影響額については、中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書の各区分損益項目以外にも、第20項に基づき、中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼすと考えられるその他の重要な項目についても適宜記載する。

《Ⅲ 会社法監査(計算書類)》

文例20 重要な虚偽表示による不適正意見

(文例の前提となる状況)

計算書類に重要な虚偽表示があり、その影響が広範であると認められ、計算書類を全体として虚偽表示に当たると判断した場合

監査人の責任

当監査法人の責任は、・・・(以下文例7に同じ)・・・監査を実施することを求めている。

監査においては、・・・(以下文例7に同じ)・・・検討することが含まれる。

当監査法人は、不適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

不適正意見の根拠

会社は、・・・について、・・・ではなく、・・・により計上している。我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していれば・・・を計上することが必要である。この結果、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ×××百万円過大に、当期純利益は△△△百万円過大に表示されている(注)。

不適正意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、「不適正意見の根拠」に記載した事項の計算書類及びその附属明細書に及ぼす影響の重要性に鑑み、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況を適正に表示していないものと認める。

(注) 重要な虚偽表示に関する金額的な影響額については、損益計算書の各区分損益項目以外にも、第20項に基づき、計算書類及びその附属明細書に重要な影響を及ぼすと考えられるその他の重要な項目についても適宜記載する。

3. 継続企業の前提

25. 監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるが、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合において、継続企業の前提に関する事項が財務諸表に適切に記載されていないと判断したときには、当該不適切な記載について限定付適正意見を表明するか、又は不適正意見を表明しなければならない(監査基準「第四 報告基準 六 継続企業の前提 2」)。
26. 監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して経営者が評価及び対応策を示さないときには、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを確かめる十分かつ適切な監査証拠を入手できないことがあるため、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明の適否を判断しなければならない(監査基準「第四 報告基準 六 継続企業の前提 3」)。

27. 監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でない場合には、継続企業を前提とした財務諸表については不適正意見を表明しなければならない（監査基準「第四 報告基準 六 継続企業の前提 4」）。

《文 例》

《 I 金融商品取引法監査（年度監査/連結財務諸表）》

《 1. 限定付適正意見》

文例21 継続企業の前提に関する開示が不足していることによる限定付適正意見

（文例の前提となる状況）

継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるにもかかわらず、継続企業の前提に関する事項の開示が不足しており、その内容の連結財務諸表に及ぼす影響を勘案し限定付適正意見を表明する場合

監査人の責任

当監査法人の責任は、・・・（以下文例1に同じ）・・・監査を実施することを求めている。

監査においては、・・・（以下文例1に同じ）・・・検討することが含まれる。

当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

限定付適正意見の根拠

会社は〇〇百万円の債務超過の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については、当該注記に記載されているが、・・・という状況が存在しており、会社は当該事実を十分に開示していない。

限定付適正意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の連結財務諸表に及ぼす影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

《2. 不適正意見》

文例22 継続企業の前提に関する開示が何ら行われていないことによる不適正意見

(文例の前提となる状況)

継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるにもかかわらず、会社は何ら開示を行っておらず、かつ、その事象又は状況が連結財務諸表に重要な影響を及ぼしており、不適正意見を表明する場合

監査人の責任

当監査法人の責任は、・・・・（以下文例1に同じ）・・・・・・監査を実施することを求めている。

監査においては、・・・・（以下文例1に同じ）・・・・・・検討することが含まれる。

当監査法人は、不適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

不適正意見の根拠

連結財務諸表によると、会社は〇〇百万円の債務超過の状況で、かつ、一年以内償還予定の社債が〇〇百万円あり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、・・・・のため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるが、会社は連結財務諸表に何ら記載していない。

不適正意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「不適正意見の根拠」に記載した事項の連結財務諸表に及ぼす影響の重要性に鑑み、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないものと認める。

文例23 継続企業の前提が不成立であるが、継続企業の前提により連結財務諸表を作成していることによる不適正意見

(文例の前提となる状況)

自己破産の申立てという継続企業の前提が成立していない場合において、継続企業の前提に基づいて連結財務諸表を作成しているときに、不適正意見を表明する場合

監査人の責任

当監査法人の責任は、・・・・（以下文例1に同じ）・・・・・・監査

を実施することを求めている。

監査においては、・・・（以下文例1に同じ）・・・検討することが含まれる。

当監査法人は、不適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

不適正意見の根拠

会社は返済期日が平成×年×月×日に到来する借入金について返済不能となり、平成×年4月10日に自己破産の申立てを〇〇裁判所に行った。このような状況にもかかわらず上記の連結財務諸表は、継続企業を前提として作成されている。

不適正意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「不適正意見の根拠」に記載した事項の連結財務諸表に及ぼす影響の重要性に鑑み、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないものと認める。

《Ⅱ 会社法監査（計算書類）》

文例24 継続企業の前提に関する開示が何ら行われていないことによる不適正意見

（文例の前提となる状況）

継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるにもかかわらず、会社は何らの開示を行っておらず、かつ、その事象又は状況が計算書類に重要な影響を及ぼしており、不適正意見を表明する場合

監査人の責任

当監査法人の責任は、・・・（以下文例7に同じ）・・・監査を実施することを求めている。

監査においては、・・・（以下文例7に同じ）・・・検討することが含まれる。

当監査法人は、不適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

不適正意見の根拠

計算書類によると、会社は〇〇百万円の債務超過の状況で、かつ、一年以内償還予定の社債が〇〇百万円あり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、・・・のため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるが、会社は計算書類に何ら記載していない。

不適正意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、「不適正意見の根拠」に記載した事項の計算書類及びその附属明細書に及ぼす影響の重要性に鑑み、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況を適正に表示していないものと認める。

4. 比較情報

28. 監査人は、以前に発行した前年度の監査報告書において除外事項付意見（すなわち限定付適正意見、不適正意見、又は意見不表明）が表明されており、かつ、当該除外事項付意見の原因となった事項が未解消の場合、当年度の財務諸表に対して除外事項付意見を表明しなければならない（監査基準委員会報告書 710 第 10 項）。

《文 例》

文例25 重要な虚偽表示による限定付適正意見（前連結会計年度と同一事象により継続して虚偽表示による限定付適正意見を表明する場合）

（文例の前提となる状況）

以前に発行した前連結会計年度の監査報告書において重要な虚偽表示により限定付適正意見を表明した（文例12の状況）が、除外事項付意見の原因となった事項が未解消であり、当該事項が当連結会計年度の連結財務諸表に及ぼす影響が重要であり、限定付適正意見を表明する場合

監査人の責任

当監査法人の責任は、・・・（以下文例1に同じ）・・・監査を実施することを求めている。

監査においては、・・・（以下文例1に同じ）・・・評価することが含まれる。

当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

限定付適正意見の根拠

会社は、・・・について、・・・ではなく、・・・により計上している。我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していれば、・・・を計上することが必要である。これは、当監査法人が前連結会計年度の連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明する原因となっている。この結果、前連結会計年度について、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ×××百万円過大に表示され、当期純利益

は△△△百万円過大に表示され、また、当連結会計年度について、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ〇〇〇百万円過大に表示され、当期純利益は□□□百万円過大に表示されている（注）。

限定付適正意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の連結財務諸表に及ぼす影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

(注) 重要な虚偽表示に関する金額的な影響額については、連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書の各区分損益項目以外にも、第 20 項に基づき、連結財務諸表に重要な影響を及ぼすと考えられるその他の重要な項目についても適宜記載する。

文例26 監査範囲の制約による限定付適正意見（前連結会計年度と同一事象により継続して監査範囲の制約による限定付適正意見を表明する場合）

（文例の前提となる状況）

以前に発行した前連結会計年度の監査報告書において限定付適正意見を表明した（文例13の状況）が、除外事項付意見の原因となった事項が未解消であり、当該事項が当連結会計年度の連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要ではないが、未解消事項が当連結会計年度の連結財務諸表と比較情報である前連結会計年度の連結財務諸表の比較可能性に及ぼす可能性のある影響によって、当年度の連結財務諸表に対して、限定付適正意見を表明する場合

監査人の責任

当監査法人の責任は、・・・（以下文例1に同じ）・・・監査を実施することを求めている。

監査においては、・・・（以下文例1に同じ）・・・評価することが含まれる。

当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

限定付適正意見の根拠

会社は、・・・しており、当監査法人は、・・・できなかったため、・・・について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができず、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかったため、前連結会計年度の連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明し

ている。当該事項が当連結会計年度の連結財務諸表と比較情報である前連結会計年度の連結財務諸表の比較可能性に影響を及ぼす可能性があるため、当連結会計年度の連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明している。

限定付適正意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の比較情報に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

29. 監査人は、以前に無限定適正意見が表明されている前年度の財務諸表に重要な虚偽表示が存在するという監査証拠を入手したが、対応数値が適切に修正再表示されていない又は開示が妥当ではない場合、当年度の財務諸表に対する監査報告書において、当該財務諸表に含まれる対応数値に関する除外事項付意見として、限定付適正意見又は不適正意見を表明しなければならない（監査基準委員会報告書 710 第 11 項）。

V 追記情報を記載する場合の監査報告書の文例

1. 強調事項区分とその他の事項区分

《(1) 追記情報》

30. 監査基準の改訂に関する意見書（平成22年3月26日）では、「会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象、監査した財務諸表を含む開示書類における当該財務諸表の表示とその他の記載内容との重要な相違などの、財務諸表における記載を前提に強調することが適当と判断した事項と監査人がその他説明することを適当と判断した事項について、それぞれを区分して記載することを求めることとした。」と記載されており、例示されている事項のほか追記情報として記載すべきものがあるとの見解が示されているとともに、強調することが適当と判断した事項（強調事項）と説明することが適当と判断した事項（その他の事項）とを明確に区分することが、監査人に要求されている。

《(2) 強調事項区分》

31. 監査人は、財務諸表に表示又は開示されている事項について、利用者が財務諸表を理解する基礎として重要であるため、当該事項を強調して利用者の注意を喚起する必要があると判断し、かつ、当該事項について財務諸表の重要な虚偽表示がないという十分かつ適切な監査証拠を入手した場合、監査報告書に強調事項区分を設けなければならない（監査基準委員会報告書706第5項）。当該区分は、財務諸表に表示又は開示された情報のみを記載するものでなければならない（同第5項）。

監査人は、監査報告書に強調事項区分を設ける場合、以下に従って記載しなければならない（同第6項）。

- (1) 当該区分を監査報告書の意見区分の次に設ける。
- (2) 「強調事項」又は他の適切な見出しを付す。
- (3) 当該区分に、財務諸表における記載箇所と関連付けて、強調する事項を明瞭に記載する。

(4) 強調事項は監査人の意見に影響を及ぼすものではないことを記載する。

監査人は、例えば、会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象について、強調事項区分に追記する場合がある（監査基準委員会報告書706 A1項）。

《文 例》

文例27 重要な訴訟により他社に対する損害賠償支払の可能性が生じている場合

(文例の前提となる状況)

他社に対する損害賠償支払の可能性が生じており、将来の結果に不確実性が存在している。

当該事項については、財務諸表の注記において以下の開示が行われている。

注記事項X(連結貸借対照表関係)

当社は米国内で販売した製品が特許権を侵害しているとして、A社より以下のように損害賠償請求訴訟を提起されておりますが、・・・・・・・・・・であり、当該訴訟の最終的な結論は現在のところ得られていないため、その判決により生ずるかもしれない負担金額については、連結財務諸表に計上しておりません。

(以下省略)

強調事項

注記事項X(連結貸借対照表関係)に記載されているとおり、会社は特許権の侵害に関する損害賠償請求訴訟の被告となっている。当該訴訟の最終的な結論は現在のところ得られていないため、その判決により生ずるかもしれない負担金額については、連結財務諸表に計上されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

(注1) 上記文例では、注記の該当部分を参照又は要約して強調事項を記載しているが、注記の該当部分をそのまま引用して強調事項を記載することもできる。

(注2) 注記の該当部分を参照又は要約して強調事項を記載する場合には、注記に使用されている用語を使用することに留意する。

文例28 会計基準の早期適用を行っている場合

(文例の前提となる状況)

当年度において、財務諸表に広範な影響を及ぼす新しい会計基準を早期適用している。

強調事項

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より「〇〇〇〇に関する会計基準」を早期適用してい

る。 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

《(3) その他の事項区分》

32. 監査人は、財務諸表に表示又は開示されていない事項について、監査、監査人の責任又は監査報告書についての利用者の理解に関連するため監査報告書において説明する必要があると判断した場合、「その他の事項」又は他の適切な見出しを付した区分を設けて、当該事項を記載しなければならない（監査基準委員会報告書 706 第 7 項）。

その他の事項区分の記載箇所は、記載する情報の内容によって決まり、財務諸表監査の理解について利用者の注意を喚起する場合には、意見区分の次、又は強調事項が記載されている場合には強調事項区分の次に設けられる（同 A10 項）。その他の事項区分の例としては、監査報告書の利害関係の記載が該当する（同 A5 項）。

《(4) 財務諸表が含まれる開示書類のその他の記載内容について識別した重要な相違》

《① 監査報告書日の前に入手したその他の記載内容について識別した重要な相違》

33. 財務諸表が含まれる開示書類のその他の記載内容に修正が必要であるが、経営者が修正することに同意しない場合、監査人は、監査役等に当該事項を報告するとともに、以下のいずれかを行わなければならない（監査基準委員会報告書 720 第 9 項）。

- (1) 監査基準委員会報告書706第7項に従って監査報告書にその他の事項区分を設け、重要な相違について記載する。
- (2) 監査報告書を発行しない。
- (3) 可能な場合、監査契約を解除する。

《文 例》

文例29 財務諸表の表示と開示書類におけるその他の記載内容との間に重要な相違がある場合

(文例の前提となる状況)

有価証券報告書における連結財務諸表の表示（売上高）とその他の記載内容に重要な相違が生じている。

連結財務諸表の表示（売上高）は修正を要しない。

その他の事項

有価証券報告書における「第2 事業の状況 1. 業績等の概要」において、会社はセグメント別の販売実績を記載しているが、その合計金額と連結財務諸表との表示（売上高）との間には、……により重要な相違が生じている。

《② 監査報告書日の後に入手したその他の記載内容について識別した重要な相違》

34. 監査した財務諸表の修正又は訂正が必要な場合、監査人は、監査基準委員会報告書 560 第 9 項から第 16 項の関連する要求事項に従わなければならない（監査基準委員会報告書 720 第 10 項）。

2. 継続企業の前提

35. 監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるが、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合において、継続企業の前提に関する事項が財務諸表に適切に開示されていると判断して無限定適正意見を表明するときには、継続企業の前提に関する事項について監査報告書に追記しなければならない（監査基準第四 報告基準 六 継続企業の前提 1）。

監査人は、継続企業の前提について、監査報告書に追記する場合には、強調事項区分に次の内容を記載しなければならない。

- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する旨及びその内容
- (2) 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- (3) 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- (4) 財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨

(注) (2)の対応策及び(3)のうち継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる理由については、内容を記載する方法に代え、財務諸表における該当部分を参照する方法によることができる。

《文 例》

文例30 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在するが、無限定適正意見を表明する場合

(文例の前提となる状況)

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるが、継続企業を前提として連結財務諸表を作成することは適切であり、かつ、継続企業の前提に関する事項の開示が適切と判断する場合

(文例①) 対応策及び継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる理由について内容を記載する方法

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は・・・の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該状況を解消し、又は改善するため・・・をしてもなお・・・のため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

(文例②) 対応策及び継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる理由について、

財務諸表における該当部分を参照する方法

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は・・・の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

3. 後発事象

《期末日の翌日から監査報告書日までの間に発生した事象》

36. 監査人は、監査基準委員会報告書 560 第 5 項及び第 6 項に従って実施した手続の結果、財務諸表の修正又は財務諸表における開示が要求される事象を識別した場合、それらの事象が財務諸表に適切に反映されているかどうか判断しなければならない（監査基準委員会報告書 560 第 7 項）。

《文 例》

文例31 監査報告書日前に開示後発事象が発生した場合

（文例の前提となる状況）

貸借対照表日後、会社法監査の監査報告書日前に合併契約書を締結した。
計算書類の注記において、以下の開示が行われている。

重要な後発事象

当社は、平成×年×月×日を合併の効力発生日とするA社との合併契約書を平成×年×月×日に締結しました。
（以下省略）

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成×年×月×日にA社との合併契約書を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

4. 事後判明事実

《(1) 監査報告書日の翌日から財務諸表の発行日までの間に監査人が知るところとなった事実》

37. 経営者が財務諸表を修正又は開示する場合、監査人は、以下の手続を実施しなければならない（監査基準委員会報告書 560 第 10 項）。

(1) 当該修正又は開示に関して、必要な手続を実施すること

(2) 監査基準委員会報告書560第11項が適用される場合を除き、以下の手続を実施すること

① 監査基準委員会報告書560第5項及び第6項の監査手続を、当該修正又は開示が追加された財務諸表に対する監査報告書日までの期間に拡大して実施すること

② 監査報告書を、当該修正又は開示が追加された財務諸表に対する監査報告書に差し替えること

修正又は開示が追加された差替後の財務諸表に対する監査報告書の日付は、差替後の財務諸表の承認日以降の日付とする。

《(2) 財務諸表が発行された後に監査人が知るところとなった事実》

38. 経営者が財務諸表を訂正する場合、監査人は、以下の手続を実施しなければならない（監査基準委員会報告書 560 第 14 項）。

(1) 当該訂正に関して、必要な監査手続を実施すること

(2) 財務諸表の訂正について、以前に発行した財務諸表とその監査報告書を受領したすべての者に対して伝達するために経営者が行う対応を検討すること

(3) 監査基準委員会報告書560第11項が適用される場合を除き、以下の手続を実施すること

① 監査基準委員会報告書560第5項及び第6項の監査手続を、訂正後の財務諸表に対する監査報告書日までの期間に拡大して実施すること。訂正後の財務諸表に対する監査報告書の日付は、訂正後の財務諸表の承認日以降の日付とする。

② 訂正後の財務諸表に対する監査報告書を提出すること

(4) 監査基準委員会報告書560第11項が適用される場合、第11項に従って、訂正後の財務諸表に対する監査報告書を提出すること

39. 監査人は、訂正後の財務諸表に対する監査報告書の強調事項区分又はその他の事項区分に、以前に発行した財務諸表を訂正した理由を詳細に記載している財務諸表の注記を参照し、監査人が以前に提出した監査報告書について記載しなければならない（監査基準委員会報告書 560 第 15 項）。

《文 例》

文例32 事後判明事実により訂正報告書を提出する場合

(文例の前提となる状況)

会社は、平成×2年3月期の有価証券報告書を提出した後、平成×2年3月期の連結財務諸表に係る重要な虚偽表示が平成×2年12月に発見されたため、当該連結財務諸表を訂正し、その訂正報告書を平成×3年2月に提出した。

監査人は、訂正後の平成×2年3月期の連結財務諸表に対する監査報告書を提出した。

なお、訂正後の平成×2年3月期の連結財務諸表には、訂正の事実・内容の注記は行われていない。

その他の事項

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、連結財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の連結財務諸表に対して平成×年×月×日に監査報告書を提出した。

(注) 訂正の事実、内容について、経営者が自主的に財務諸表に注記の開示も行っている場合には、当該注記を参照し、強調事項として監査報告書に記載することとなる。

5. 比較情報

40. 前年度の財務諸表を前任監査人が監査しており、監査人が監査報告書において前任監査人が対応数値を監査している旨及びその意見を記載することにした場合、監査人は、監査報告書のその他の事項区分に、以下の事項を記載しなければならない（監査基準委員会報告書710第12項）。

- (1) 前年度の財務諸表は、前任監査人により監査された旨
- (2) 前任監査人が表明した監査意見の類型、及び除外事項付意見が表明されていた場合にはその理由
- (3) 前任監査人の監査報告書の日付

《文 例》

文例33 前期の財務諸表を前任監査人が監査している場合

(文例の前提となる状況)

過年度の比較情報は前任監査人が監査しており、無限定適正意見が表明されている。比較情報の修正を必要とする事項は検出されていない。

その他の事項

会社の平成×0年×月×日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して平成×0年×月×日付けで無限定適正意見を表明している。

VI 新規上場時等、初めて提出される有価証券届出書等に記載される財務諸表の監査報告書の文例

41. 新規上場時等、初めて提出される有価証券届出書等に記載される財務諸表が我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成される場合、当年度及び前年度の財務諸表は、比較情報を含まないで作成することとされており、それぞれが独立した財務諸表として位置付けられており、また、前年度の財務諸表は、当年度の財務諸表の作成方法と同様の方法で作成することとされている（財務諸表等規則附則第3項及び第4項、連結財務諸表規則附則第2項及び第3項）。

この場合、監査人は、当年度及び前年度の財務諸表、それぞれに対して個別に監査報告書を作成して監査意見を表明することとされている（監査証明府令第1条第1号、同第1条第4号、同第1条第7号、同第1条第8号、同第3条第1項）《文例34、文例35参照》。

42. 一方、新規上場時等、初めて提出される有価証券届出書等に記載される連結財務諸表

が指定国際会計基準又は修正国際基準等に準拠して作成される場合で、かつ、監査報告書に監査証明府令第4条第2項による記載を行うときは、当連結会計年度の連結財務諸表のみを作成することとされている（企業内容等開示府令第2号の4様式記載上の注意（12）から（15）、同第2号様式記載上の注意（60）平成27年9月4日改正）（注）。

この場合、監査人は、監査報告書に比較情報に関する事項を含めて記載すること、すなわち、比較財務諸表方式で監査意見を表明することとされている（監査証明府令第4条第2項）（注）。したがって、監査人は、財務諸表の表示期間に含まれるそれぞれの年度に関して監査意見を表明しなければならない（監査基準委員会報告書710第14項）《文例36、文例36の2参照》。

（注） 監査報告書に監査証明府令第4条第2項による記載を行わない場合、当連結会計年度及び前連結会計年度の2連結会計年度に係る連結財務諸表を作成することとされている。この場合、監査人は、継続開示される有価証券報告書に記載される財務諸表に対する監査報告書と同様、対応数値方式で監査意見を表明することとなる《文例3、文例3の2参照》。

43. 比較情報に関する監査意見の表明方式には、対応数値方式と比較財務諸表方式という二つの異なる方式があるが（監査基準委員会報告書710第2項及び第3項）、いずれの監査意見の表明方式であっても、監査基準委員会報告書710第6項及び第7項において監査人に求められる比較情報に対する監査手続に相違はなく、前年度の財務諸表が監査済みであることまでを要求するものではない。また、前年度の財務諸表が監査されていない場合、対応数値方式と比較財務諸表方式のいずれの監査意見の表明方式であっても、当年度の監査報告書のその他の事項区分に前年度の財務諸表が監査されていない旨の記載が求められている（同第13項又は第18項）。

新規上場時等、初めて提出される有価証券届出書等に記載される連結財務諸表が指定国際会計基準又は修正国際基準等に準拠して作成される場合で、かつ、監査報告書に監査証明府令第4条第2項による記載を行うときは、比較情報に重要な虚偽表示がないかどうかについて監査を実施していることが前提であるため、監査基準委員会報告書710第18項で監査人に求められる監査報告書のその他の事項区分に前年度の財務諸表が監査されていない旨の記載が行われることはない。

44. 以下の表は、新規上場時等、初めて提出される有価証券届出書等に記載される財務諸表（第41項及び第42項）及び継続開示される有価証券報告書に記載される財務諸表について、適用される財務報告の枠組み、監査対象年度及び比較情報の有無、比較情報に関する監査意見の表明方式並びに本指針で掲げられている文例との関係を示したものである。

区 分	新規上場時等、初めて提出される有価証券届出書等に記載される財務諸表			継続開示される有価証券報告書に記載される財務諸表	
適用される財務報告の枠組み	我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準	指定国際会計基準・修正国際基準		我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準	指定国際会計基準・修正国際基準
監査対象年度及び比較情報の有無	当年度(比較情報無し)及び前年度(比較情報無し)	当年度(比較情報有り)	当年度(比較情報有り)及び前年度(比較情報有り)	当年度(比較情報有り)	当年度(比較情報有り)
比較情報に関する監査意見の表明方式	該当無し	比較財務諸表方式(監査証明府令第4条第2項による記載を行う場合)	対応数値方式(監査証明府令第4条第2項による記載を行わない場合)	対応数値方式	対応数値方式
文 例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文例34(連結財務諸表) ・ 文例35(個別財務諸表) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文例36(連結財務諸表) ・ 文例36の2(連結財務諸表) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文例3(連結財務諸表) ・ 文例3の2(連結財務諸表) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文例1(連結財務諸表) ・ 文例2(個別財務諸表) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文例3(連結財務諸表) ・ 文例3の2(連結財務諸表)

《文 例》

ここに掲げる監査報告書の文例は、いずれも監査人が無限責任監査法人の場合で、かつ、指定証明であるときのものである。

文例34 新規上場時等、初めて提出される有価証券届出書等に記載される連結財務諸表が我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成される場合

(文例の前提となる状況)

本文例は、新規上場時等、初めて提出される有価証券届出書等に記載される連結財務諸表が我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成される場合を前提としている。

監査対象となる連結財務諸表は、以下の各連結会計年度の連結財務諸表であり、監査報告書は、それぞれの連結財務諸表に対して個別に作成することになるが、本文例は、①の連結財務諸表に対する監査報告書の文例である。

① 「平成×1年1月1日から平成×1年12月31日まで」の連結会計年度の連結財務諸表(比較情報無し)

② 「平成×0年1月1日から平成×0年12月31日まで」の連結会計年度の連結財務

独立監査人の監査報告書

平成×年×月×日

〇〇株式会社
取締役会 御中

〇 〇 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印
業務執行社員

(注1)

当監査法人（注2）は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の平成×1年1月1日から平成×1年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書（注3）、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人（注2）の責任は、当監査法人（注2）が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人（注2）は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人（注2）に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人（注2）の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人（注2）は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人（注2）は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人（注2）は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×1年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員（注2）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）（注2）（注3） 文例1に同じ

文例35 新規上場時等、初めて提出される有価証券届出書等に記載される我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成される財務諸表の場合

（文例の前提となる状況）

本文例は、新規上場時等、初めて提出される有価証券届出書等に記載される我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成される財務諸表の場合を前提としている。

監査対象となる財務諸表は、以下の各事業年度の財務諸表であり、監査報告書は、それぞれの財務諸表に対して個別に作成することになるが、本文例は、①の財務諸表に対する監査報告書の文例である。

- ① 「平成×1年1月1日から平成×1年12月31日までの第×1期事業年度」の財務諸表（比較情報無し）
- ② 「平成×0年1月1日から平成×0年12月31日までの第×0期事業年度」の財務諸表（比較情報無し）

独立監査人の監査報告書

平成×年×月×日

〇〇株式会社
取締役会 御中

〇 〇 監 査 法 人
指 定 社 員 公 認 会 計 士 〇〇〇〇 印

業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印
業務執行社員

(注1)

当監査法人(注2)は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の平成×1年1月1日から平成×1年12月31日までの第×1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人(注2)の責任は、当監査法人(注2)が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人(注2)は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人(注2)に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人(注2)の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人(注2)は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人(注2)は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人(注2)は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〇〇株式会社の平成×1年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員（注2）との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）（注2） 文例1に同じ

文例36 新規上場時等、初めて提出される有価証券届出書等に記載される連結財務諸表が指定国際会計基準に準拠して作成され、かつ、比較財務諸表方式で監査報告書を作成する場合（IFRS任意適用会社）

（文例の前提となる状況）

- ・ 本文例は、新規上場時等、初めて提出される有価証券届出書等に記載される連結財務諸表が指定国際会計基準に準拠して作成される場合を前提としている。
- ・ 連結財務諸表は、平成×1年12月31日に終了する連結会計年度から初めて指定国際会計基準に準拠して作成されており、その移行日は平成×0年1月1日である。
- ・ 監査人は、前年度の連結財務諸表及び平成×0年1月1日現在の開始連結財政状態計算書についても監査を実施しており、監査証明府令第4条第2項により、比較財務諸表方式で監査報告書を作成することとした。

独立監査人の監査報告書

平成×年×月×日

〇〇株式会社

取締役会 御中

〇 〇 監 査 法 人

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 〇〇〇〇 印

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 〇〇〇〇 印

（注1）

当監査法人（注2）は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の連結財務諸表、すなわち、平成×1年12月31日現在、平成×0年12月31日現在及び平成×0年1月1日現在の連結財政状態計算書（注5）、平成×1年12月31日及び平成×0年12月31日に終了する2連結会計年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書（注3）、連結持分変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書並びに連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記（注4）について、監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準（注6）に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人（注2）の責任は、当監査法人（注2）が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人（注2）は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人（注2）に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人（注2）の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人（注2）は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人（注2）は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人（注2）は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準（注6）に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×1年12月31日現在、平成×0年12月31日現在及び平成×0年1月1日現在の財政状態（注5）並びに平成×1年12月31日及び平成×0年12月31日をもって終了するそれぞれの連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員（注2）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) (注2) 文例1に同じ

(注3) (注4) (注6) 文例3に同じ

(注5) 会社が開始連結財政状態計算書を作成していない場合の「監査の対象」の区分

及び「監査意見」の区分の記載は、それぞれ以下とする。

① 「監査の対象」の区分

「平成×1年12月31日現在、平成×0年12月31日現在及び平成×0年1月1日現在の連結財政状態計算書」を「平成×1年12月31日現在及び平成×0年12月31日現在の連結財政状態計算書」とする。

② 「監査意見」の区分

「平成×1年12月31日現在、平成×0年12月31日現在及び平成×0年1月1日現在の財政状態」を「平成×1年12月31日現在及び平成×0年12月31日現在の財政状態」とする。

文例36の2 新規上場時等、初めて提出される有価証券届出書等に記載される連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成され、かつ、比較財務諸表方式で監査報告書を作成する場合（修正国際基準適用会社）

（文例の前提となる状況）

- ・ 本文例は、新規上場時等、初めて提出される有価証券届出書等に記載される連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成される場合を前提としている。
- ・ 連結財務諸表は、平成×1年12月31日に終了する連結会計年度から初めて修正国際基準に準拠して作成されており、その移行日は平成×0年1月1日である。
- ・ 監査人は、前年度の連結財務諸表及び平成×0年1月1日現在の開始連結財政状態計算書についても監査を実施しており、監査証明府令第4条第2項により、比較財務諸表方式で監査報告書を作成することとした。

独立監査人の監査報告書

平成×年×月×日

〇〇株式会社

取締役会 御中

〇 〇 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印

業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印

業 務 執 行 社 員

（注1）

当監査法人（注2）は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の連結財務諸表、すなわち、平成×1年12月31日現在、平成×0年12月31日現在及び平成×0年1月1日現在の連結財政状態計算書（注5）、平成×1年12月31日及び平成×0年12月31日に終了する2連結会計年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書（注3）、連結持分変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書並びに連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記（注4）について、監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第94条の規定により修正国際基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人（注2）の責任は、当監査法人（注2）が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人（注2）は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人（注2）に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人（注2）の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人（注2）は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人（注2）は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人（注2）は、上記の連結財務諸表が、修正国際基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×1年12月31日現在、平成×0年12月31日現在及び平成×0年1月1日現在の財政状態（注5）並びに平成×1年12月31日及び平成×0年12月31日をもって終了するそれぞれの連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員（注2）との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）（注2） 文例1に同じ

(注3) (注4) 文例3の2に同じ

(注5) 会社が開始連結財政状態計算書を作成していない場合の「監査の対象」の区分及び「監査意見」の区分の記載は、それぞれ以下とする。

① 「監査の対象」の区分

「平成×1年12月31日現在、平成×0年12月31日現在及び平成×0年1月1日現在の連結財政状態計算書」を「平成×1年12月31日現在及び平成×0年12月31日現在の連結財政状態計算書」とする。

② 「監査意見」の区分

「平成×1年12月31日現在、平成×0年12月31日現在及び平成×0年1月1日現在の財政状態」を「平成×1年12月31日現在及び平成×0年12月31日現在の財政状態」とする。

Ⅶ 適用時期

45. 本指針は、平成23年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度に係る監査並びに中間連結会計期間及び中間会計期間に係る中間監査から適用する。
46. 本指針の公表日（平成23年7月8日）をもって、監査・保証実務委員会実務指針第75号「監査報告書作成に関する実務指針」は廃止する。ただし、平成23年4月1日以前に開始する連結会計年度及び事業年度に係る監査並びに中間連結会計期間及び中間会計期間に係る中間監査については、同指針を適用する。
47. 「監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」の改正について」（平成24年4月10日）は、平成24年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査並びに中間連結会計期間及び中間会計期間に係る中間監査から適用する。
48. 「監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」の改正について」（平成24年7月4日）は、平成24年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度に係る監査並びに中間連結会計期間及び中間会計期間に係る中間監査から適用する。
49. 「監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」の改正について」（平成26年8月20日）は、平成26年8月20日以後提出する有価証券届出書又は有価証券報告書に含まれる連結財務諸表又は財務諸表に係る監査から適用する。
50. 「監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」の改正について」（平成28年2月26日）は、平成28年3月31日以後終了する連結会計年度に係る監査及び平成28年4月1日以後開始する中間連結会計期間に係る中間監査から適用する。

以 上